

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 21 日現在

機関番号：14302

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520811

研究課題名(和文) 勸修寺家本御遺言条々を用いた「家」成立史の基盤的研究

研究課題名(英文) A Key Research on the Formative Process of Ie (Japanese Patriarchy) based on an analysis of Goyuigon-Jojo in Kajujike Library

研究代表者

吉江 崇 (Yoshie, Takashi)

京都教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：50362570

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、『御遺言条々』なる書物から窺える勸修寺家の財の継承を分析し、古代・中世移行期における宮廷社会の「家」の成立過程を明らかにしようとしたものである。そうした目的のもと、(1)『御遺言条々』の翻刻と書誌学的検討、(2)勸修寺家所領の現地比定と現況調査、(3)勸修寺家の文書・記録の伝来・継承に関する検討、(4)家財継承の歴史の変遷に関する考察、の4つの課題を設定して調査研究を遂行した。このうち、一定の成果をあげることができたと考え(1)と(2)に関して、翻刻、解題、所載荘園の検討(稿)の3部構成からなる『勸修寺家本『御遺言条々』の基礎的研究』という報告書を刊行し、研究成果を公表した。

研究成果の概要(英文)：The aim of my research was to clarify the formative process of Ie (Japanese patriarchy) in a transition from the ancient ages to the medieval, based on an analysis of Kajuji family's succession written in a book named Goyuigon-Jojo. For the purpose of this aim, I set four subjects for research to myself, (1) reprinting of Goyuigon-Jojo and bibliographical analysis of it, (2) to pinpoint Kajuji's lands and to investigate them, (3) an analysis of transmission of Kajuji family's notices and diaries, (4) an analysis of the change of the method of succession. As a result of my research, I published a report entitled "A Basic Research of Goyuigon-Jojo in Kajujike Library", containing three themes, reprinting, bibliographical analysis, and investigations of Kajuji's lands.

研究分野：史学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：日本古代史 日本中世史 史料学 家 宮廷社会 荘園

## 1. 研究開始当初の背景

本研究が考察の基軸に据えた『御遺言条々』なる書物は、勸修寺家の歴世の処分状・譲状や家領に関わる院宣・院庁下文などを収載している書物であり、貴族の財の継承が100年以上にわたって追えるという、他に類を見ない貴重な史料である。そのため、1931年に中村直勝氏によって紹介されて以来、貴族の「家」を考察する研究においてしばしば言及される周知の史料となっていた。

他方、日本史における「家」についての研究を概観すると、1990年代以降、大きな転換点を迎えていることがわかる。すなわち、家族史・女性史と結び付けて論じられる傾向の強かった「家」の研究は、1990年代以降、国家史から捉え直すという指向が明確になってきているといえ、そうした新しい研究においても、『御遺言条々』はしばしば言及される史料であった。しかし、そうした研究の進展においても、その基盤となるはずの『御遺言条々』自体に関しては、まとまった形の翻刻や書物全体に注釈を試みた研究は中村直勝氏のもの以外にはこれまで存在しておらず、70年以上前の中村氏の理解が、十分な批判的検討のないまま、利用されているというのが現状であった。

本研究開始当初においては、『御遺言条々』を現在の「家」研究の関心・観点から読み直す試みが、「家」研究のさらなる深化のためにも必要になってきていたといえる。

## 2. 研究の目的

上述のように、『御遺言条々』なる書物は、現在の「家」研究においても利用される周知の史料である一方、その史料に関する基礎的理解は、70年以上前に公にされた研究以降、あまり進んでいないというような状況にあった。そこで、本研究では、現在の研究水準に照らしながら『御遺言条々』の翻刻をし直し、その書誌的な考察を行って、史料の基礎的な事柄を明らかにすることを主たる目的とした。それと同時に、『御遺言条々』が持つ「家」研究における史料価値を明らかにするために、そこから読み取れる財の継承を、具体的に検討することにした。そして、こうした検討を通じて、古代・中世移行期における宮廷社会の「家」の成立を考える際の基盤整備を試みることで、本研究の最終的な目的であったといえる。

## 3. 研究の方法

本研究は、次の4つの事柄を具体的な課題に設定して、それぞれに関して、調査研究を遂行することとした。

### (1) 『御遺言条々』の翻刻と書誌学的検討

上述のように、『御遺言条々』は「家」に関する研究の中でしばしば引用される著名な史料であるが、翻刻は中村直勝氏の史料紹介的なものしか存在しない。しかし、中村氏

の翻刻には、遺憾ながら誤読や意味のとれない箇所が存在し、また、所収文書の配列を変更して紹介したため、書物全体の性格が読み取りにくい状況にあった。そこで、本研究では、それらを訂正し、より正確なものを提示するとともに、作成の意図や主体、伝来過程など書誌学的な検討を行って、「家」に関する研究の史料的基盤を確立することとした。

### (2) 勸修寺家所領の現地比定と現況調査

『御遺言条々』には、勸修寺家が伝領した京や京近郊の家地、荘園の領家職などについての記載が多く見えている。それらに関して可能な限り現地比定を行い、現況調査を実施することで、勸修寺家所領の立地状況などを把握することにした。そして、貴族がどのように家領を重要なものと考え、それをどのように経営し、継承していたかについて明らかにすることとした。

### (3) 勸修寺家の文書・記録の伝来・継承に関する検討

考察の基軸とする『御遺言条々』に所収された文書の中には、「文書処分状」とでも称すべき、先祖の日記や文書を継承するものが含まれている。それらについて、継承の論理を明らかにするとともに、現在の勸修寺家文庫所蔵の古文書・古記録との関係、諸機関が所蔵する資料との関係を調査して、伝来・継承のあり方を復原することとした。

### (4) 家財継承の歴史的変遷に関する考察

「家」を継承するにあたっては、死の直前に記される処分状(遺言)が重要な役割を果たす。そうした処分状を幅広く収集して、家財継承に関する歴史的な変遷を明らかにすることとした。それは、そうした作業を通じて、『御遺言条々』から判明する勸修寺家の「家」の実態を相対的に評価し得ると考えたからである。

本研究では、4名の研究者を研究協力者にむかえて、以上の4つの課題を分担しながら遂行することとした。

## 4. 研究成果

本研究の研究成果については、『勸修寺家本『御遺言条々』の基礎的考察』と題する1冊の報告書を刊行し、そのなかで不十分ではあるが公表した。報告書の中で示すことのできた成果には以下のようなものがある。

### (1) 『御遺言条々』の翻刻

中村直勝氏が翻刻されて以来、70年以上もの間、まとまった形の翻刻がなされてこなかった『御遺言条々』について、所蔵機関である京都大学総合博物館の協力のもと、あらためて全文翻刻を行った。翻刻に際しては、中村直勝氏の翻刻が、文書の配列を変更して掲載しているのに対して、本書の全体像が見

えるように、本書の掲載順に従って配列を行い、また、改行位置なども原文通りに示し、収録されているそれぞれの文書について、文書名を付けることとした。今回の翻刻を通じても意味の通らない箇所がいくつか存在するが、中村直勝氏の翻刻の誤りなどについて、多少なりとも訂正できたものとする。

## (2) 『御遺言条々』の書誌的考察

『御遺言条々』に関して、原本調査を実施し、そこで得られた知見に基づきながら、本書の性格を、主に形状と構成、成立時期の2点から論じた。

### 『御遺言条々』の形状と構成について

70年以上前に著された中村直勝氏の論考では、「史料の配列に必ずしも一定の方針があるとは思われない」と論じられているが、特に紙背文書の書き出し位置などを手がかりに、図1のような明確な配列の意図が読み取れることを示した。

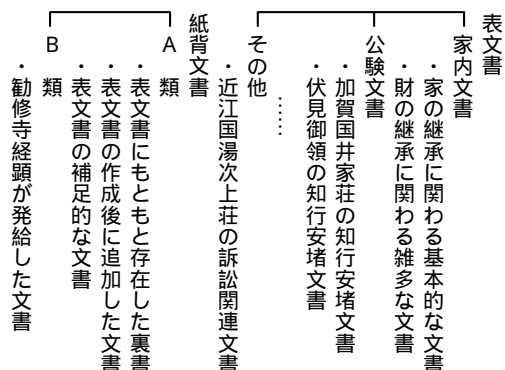


図1 『御遺言条々』の構成

### 成立時期について

中村直勝氏は、その成立時期について、所収されている文書の時期から、南北朝期であることを示しているが、具体的な年次までは示していない。しかし、考察の結果、表文書と紙背文書A類に関しては、元徳3年(1331)4月3日からほど遠くない時期に、勸修寺経頭によって書写されたものであり、一方の紙背文書B類に関しては、経頭が応安6年(1373)正月5日に薨去することで、経頭からこれを譲り受けた勸修寺経方が追記したものであるということが判明した。

### 所収文書の解説について

『御遺言条々』には、表に48通、紙背に表文書の裏書も含めて13通、合計61通の文書が収められているが、それぞれの文書の記載内容について、若干の解説を行った。中村直勝氏も紹介とともに幾ばくかの解説を行っているが、今回の報告書では、それとは違う解釈を示した箇所も多く存在している。

## (3) 所載荘園の検討

『御遺言条々』には、多数の勸修寺家領荘園が掲載されているが、それらのうち現地調査を終えた20の荘園について解説を行った。報告書の中で、解説を記すことができた荘園は以下のようなものである。

周防国安下荘、尾張国朝日中郷荘、美濃国生櫛上切、伯耆国稲積荘、周防国石国荘、尾張国大野荘、加賀国小坂荘、摂津国小林荘、安芸国可部荘、淡路国賀集・福良・西山荘、安房国郡房荘、越前国坂北荘、安芸国志芳荘、河内国高瀬荘・小高瀬荘、下総国千葉荘、安芸国能美荘、紀伊国平田荘、美濃国平田荘、近江国湯次荘、伊勢国和田荘

## (4) 今後の課題

以上が成果報告書である『勸修寺家本『御遺言条々』の基礎的考察』に掲載し得た内容であるが、これらは上述の「3. 研究の方法」の項で示したもののうち(1)と(2)を中心としたものである。残る(3)と(4)に関しては、まだ研究途上ということもあり、成果を掲載することはできなかった。また、(2)についても、調査を終えることができた20の荘園について、その解説を行ったのみで、これらは『御遺言条々』に掲載されている荘園のうちの約3分の1に過ぎない。これら残された課題については、引き続いて検討することとし、今回の報告書の補訂を行いたいと考える。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計4件)

吉江崇、讚良・茨田・交野郡郡衙の比定地について、古代寺院史研究会、2012年1月9日、寝屋川市立池の里市民交流センター

吉江崇、古代寺院を建てた人々、枚方市教育委員会・枚方市文化財研究調査会主催 歴史シンポジウム、2012年2月18日、枚方市立メセナ枚方会館

吉江崇、勸修寺家領荘園の立地と伝領藤原経房処分状を中心に、京都教育大学史学会地歴懇話会、2012年12月20日、京都教育大学

吉江崇、勸修寺家本『御遺言条々』の書誌的考察、奈良中世日記研究会、2013年10月20日、奈良県立図書情報館

〔図書〕(計2件)

吉江崇、自費出版、勸修寺家本『御遺言条々』の基礎的研究、2014年、合計68ページ

吉江崇（共著） 自費出版、晴歩雨読  
和田萃先生古稀記念文集、2014年、執  
筆部分 79 ページから 93 ページ

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

なし

6．研究組織

(1)研究代表者

吉江 崇 (YOSHIE, Takashi)

京都教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：50362570

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし